

第3期防府市中小企業振興基本計画 (素案)

防府市

2025.10.6

目 次

第3期防府市中小企業振興基本計画の基本的な考え方	1
1 基本計画の趣旨	
2 基本計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 中小企業・小規模企業の定義	
中小企業振興施策の基本の方針	3
1 中小企業振興施策の基本の方針	
中小企業の動向	4
1 中小企業を取り巻く環境	
2 中小企業の課題	
中小企業振興施策と主な取組	7
1 商工業・サービス業の振興	
(1) 企業・事業誘致及び投資の促進	
(2) 物流機能の充実	
(3) まちなかの活性化	
2 中小企業の振興	
(1) 創業の支援	
(2) 中小企業の成長支援	
(3) 人材の確保・定着支援	
3 労働環境の向上	
(1) 誰もが働きやすい環境づくり	
(2) 勤労者福祉の向上	
(3) 雇用の安定	
中小企業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	15
1 小規模企業者への特段の配慮	
2 取引適正化への対応	
3 SDGs（持続可能な開発目標）の理念に沿って推進	
基本計画の推進体制	16
1 基本計画の推進組織	
2 公表	

第3期防府市中小企業振興基本計画の基本的な考え方

1. 基本計画の趣旨

「防府市中小企業振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、「防府市中小企業振興基本条例」（以下「条例」という。）に掲げる基本理念及び基本の方針に基づき、市、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関及び市民が一体となって、中小企業振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

第2期基本計画（計画期間：令和5年度～令和7年度）では、令和4年度に整備した防府市創業・交流センターを拠点に、防府商工会議所や金融機関、やまぐちDX推進拠点Y-BASE等の関係機関と連携し、創業準備から成長段階まできめ細やかな伴走支援を行うとともに、国・県との連携のもと、国道2号の拡幅や三田尻中閑港3号岸壁の延伸など企業の発展を支える道路・港湾等の産業基盤の強化に取り組んできました。

第2期基本計画に掲げる取組が進む中、市内企業の設備投資や新規出店が続き、本市の人口は、令和4年度以降、社会増となっています。

一方で、生産年齢人口の減少、デジタル化やグローバル化^{※1}の進展に伴う競争の激化、物価高騰や米国の関税措置への対応など中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、市内中小企業は、デジタル技術の活用による業務の効率化や生産性の向上、成長に必要な人材の確保・育成など様々な課題を抱えている状況です。

これらを踏まえ、本市中小企業等の競争力の強化や付加価値の向上など更なる成長発展を図るための振興施策を「第3期防府市中小企業振興基本計画」に示し、中小企業関係団体や金融機関等と一体となって進めてまいります。

2. 基本計画の位置づけ

防府市中小企業振興基本計画は、「中小企業基本法」、本市の中小企業振興の方向性を定めた「防府市中小企業振興基本条例」、「第6次防府市総合計画」等を踏まえ、中小企業の自主的な経営改善や地域の雇用の確保、付加価値向上を図っていくことなどを促進し、市民の皆様には、中小企業の振興の重要性を広く認識していただくことを目的としています。

※1 グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

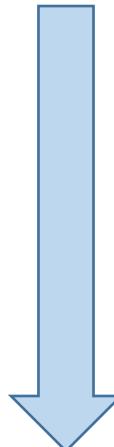
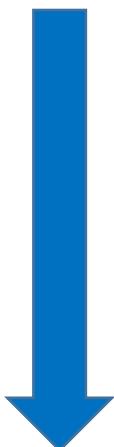
中小企業基本法・中小企業憲章・小規模企業振興基本法等

第6次防府市総合計画

(計画期間：令和8年度～令和12年度)

防府市中小企業振興基本条例

(平成27年3月31日制定)



基本理念（第3条）

- 一 中小企業者の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- 二 本市の地域特性を踏まえること及び本市の地域資源の活用が図られること。
- 三 経済の地域内循環が図られること。
- 四 市、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、金融機関及び市民の協働が図られること。

第3期防府市中小企業振興基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）

3. 計画期間

本計画の期間は、上位計画である「第6次防府市総合計画」に位置付けられた関連施策との整合を図るため、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢等を勘案し必要に応じて見直しを行います。

4. 中小企業・小規模企業の定義

本計画においては、以下のとおり定義します。

- (1) 中小企業 中小企業基本法第2条第1項各号に規定するもの
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するもの

中小企業基本法上の類型	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者 常時使用する従業員の数
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業、建設業、運輸業、その他（下記業種を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

中小企業振興施策の基本的方針

1. 中小企業振興施策の基本的方針

本計画は、中小企業の振興推進に当たって、条例第10条『施策の基本的方針』に掲げる事項を基本として中小企業振興施策を推進します。

- (1) 中小企業者の経営の革新、創業及び承継に関すること。
- (2) 中小企業者の創造的な事業活動に関すること。
- (3) 中小企業者の経営資源の確保に資するため、施設又は設備の導入並びに事業活動に有用な技術及び知識の向上に関すること。
- (4) 中小企業者の情報発信の促進及び販路の拡大に関すること。
- (5) 中小企業者の交流及び連携の推進並びに事業の共同化のための組織の整備に関すること。
- (6) 中小企業者の産業集積の活性化に関すること。
- (7) 中小企業者の従業員の雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に関すること。
- (8) 中小企業者の資金調達の円滑化に関すること。

中小企業の動向

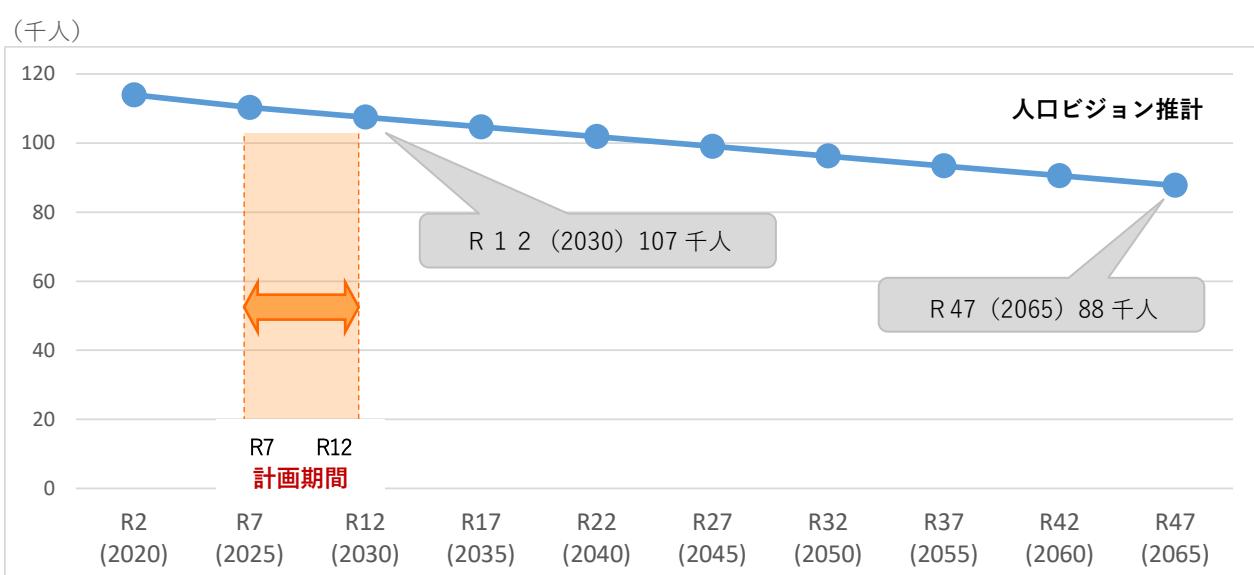
1. 中小企業を取り巻く環境

(1) 本市の人口推計

令和6年（2024年）に厚生労働省から公表された出生数は、68.6万人であり、国立社会保障・人口問題研究所が推計していた「2043年に70万人を下回る」という見通しよりも、大幅に早いペースで出生数の減少が進んでいます。

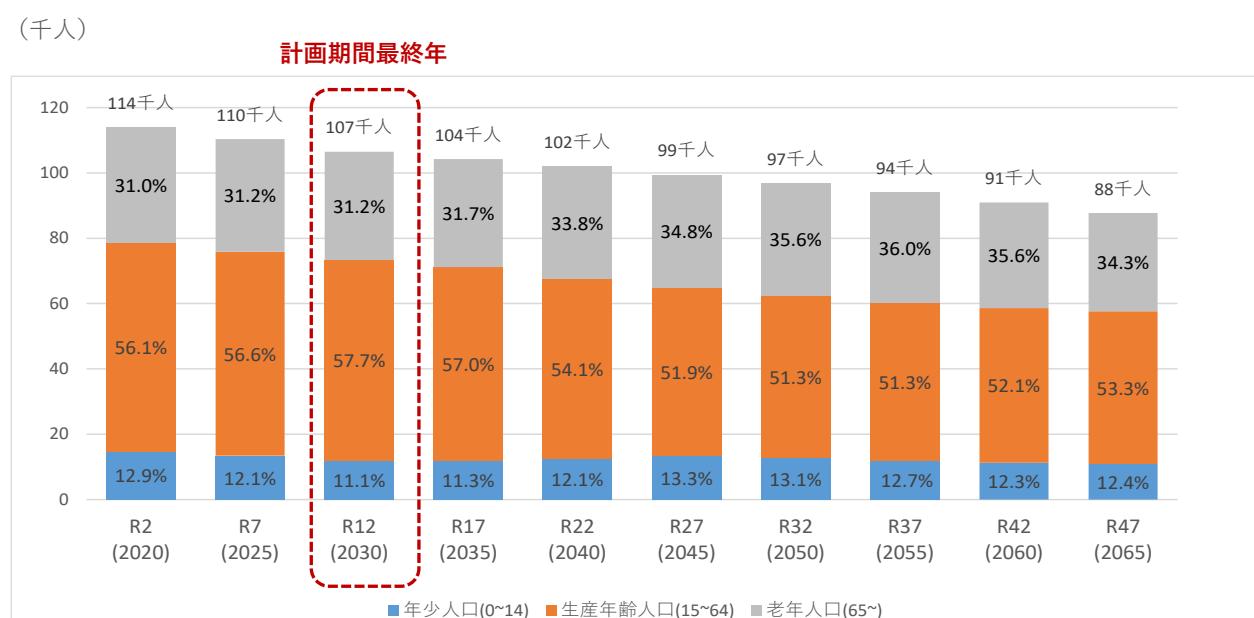
防府市人口ビジョンでは、「住みたくなるまちづくり」を進め、社会増の継続により将来にわたって人口8.8万人を維持することを目指しています。

■人口推計



出典：防府市人口ビジョン

■年齢3区分別人口構成比

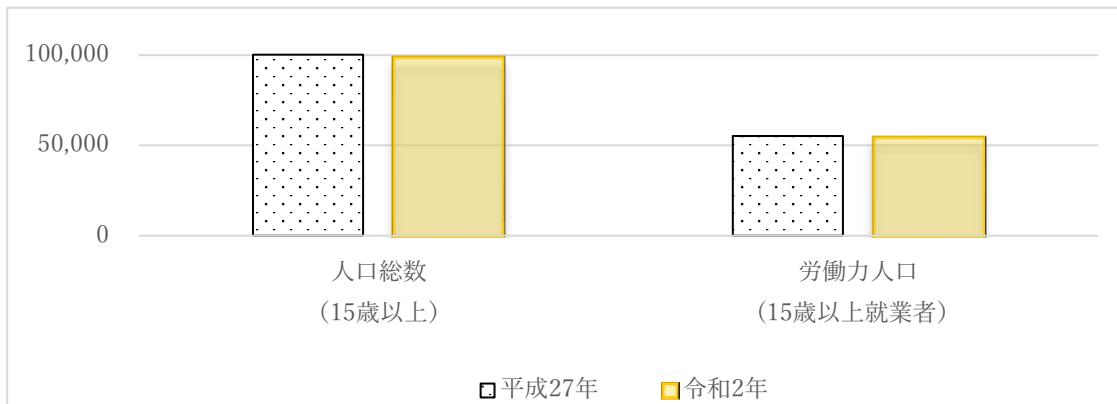


出典：防府市人口ビジョン

(2) 労働力状態の推移

本市の労働力状態(15歳以上の人口)及び労働力人口(15歳以上の就業者)は、平成27年の国勢調査では、100,282人のうち55,142人(男性31,092人、女性24,050人)で、労働力率は55.0%となっています。令和2年の国勢調査では、98,310人のうち54,241人(男性29,856人、女性24,385人)であり、労働力率は55.2%となっています。将来的には、総人口の減少に伴い、労働力人口が減少していくことが想定されます。

■労働力状態の推移



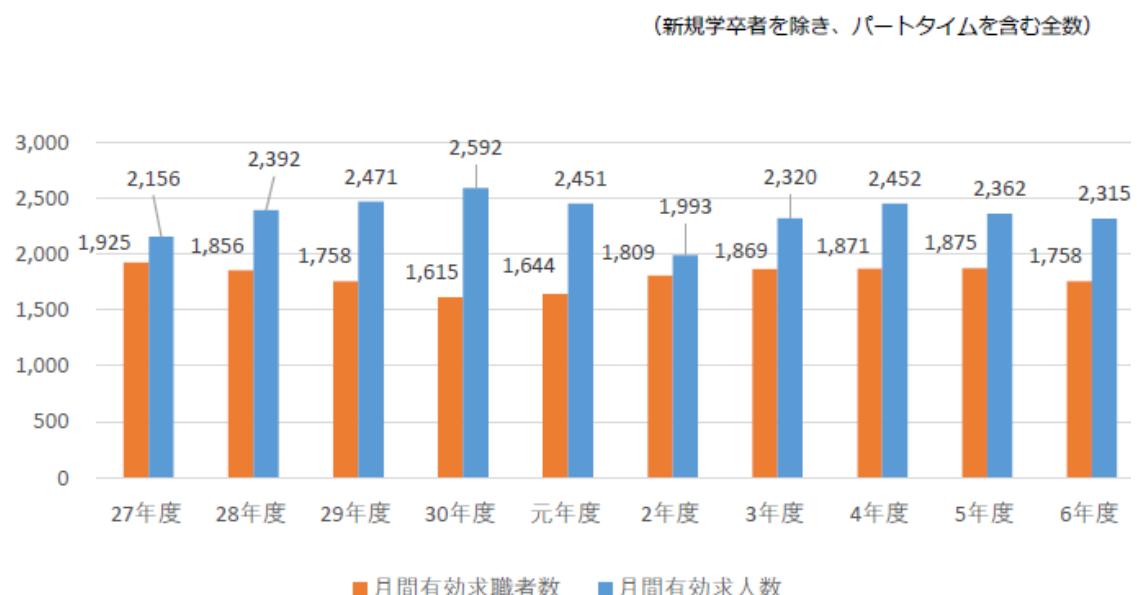
※15歳以上人口総数には、労働力状態「不詳」含む。

※労働力率=「労働力人口」÷「15歳以上人口総数」

出典 国勢調査

(3) 雇用情勢について

■有効求人数・求職者数の推移（年度平均）



出典 防府職業安定所「労働市場年報」令和6年度

(4) 産業分類別の従業者数

業種	平成27年		令和2年	
	従業員数	構成比(%)	従業員数	構成比(%)
全体(公務除く)	50,704		49,982	
一次産業	1,374	2.7	1,324	2.6
農林漁業	1,374	2.7	1,324	2.6
二次産業	17,118	33.8	16,914	33.8
鉱業、採石業、砂利採取業	7	0.0	7	0.0
建設業	4,534	8.9	4,366	8.7
製造業	12,577	24.8	12,541	25.1
三次産業	32,212	63.5	31,744	63.5
電気・ガス・熱供給・水道業	294	0.6	271	0.5
情報通信業	433	0.9	348	0.7
運輸業、郵便業	3,202	6.3	3,175	6.4
卸売業、小売業	8,304	16.4	7,889	15.8
金融業、保険業	989	2.0	915	1.8
不動産業、物品貯蔵業	639	1.3	661	1.3
学術研究、専門・技術サービス業	1,177	2.3	1,170	2.3
宿泊業、飲食サービス業	2,274	4.5	2,208	4.4
生活関連サービス業、娯楽業	1,948	3.8	1,754	3.5
教育、学習支援業	2,298	4.5	2,357	4.7
医療、福祉	7,323	14.4	7,858	15.7
複合サービス業	562	1.1	498	1.0
サービス業（他に分類されたないもの）	2,769	5.5	2,640	5.3

※公務（他に分類されるものを除く）、分類不能産業を除く。

出典 国勢調査

2. 中小企業の課題

- (1) 物価高騰や人手不足等の厳しい経営環境に対応するため、業務の効率化や生産性の向上、人材の確保・育成に取り組む必要があります。
- (2) 女性や高齢者、障害者の就業機会の拡大や多様な働き方のニーズに対応するため、働きやすい職場環境づくりに取り組む必要があります。
- (3) 競争力の強化、事業拡大に向け、新技術や新商品の開発、第二創業※1や新事業展開などに取り組むことが重要です。
- (4) カーボンニュートラル※2の実現に向け、脱炭素化の取組を進めることが重要です。
- (5) 経営者の高齢化が進む中、後継者不在により経営者等が培ってきた経営資源や技術が失われることがないよう、事業引継ぎの支援が必要です。
- (6) 地域資源を活用した商品・サービスの開発等により地域の魅力を発信し、地域経済の活性化につなげることが重要です。

※1 第二創業

既に事業を営んでいる中小企業者において、事業者がその業態を変更したり、新事業・新分野に進出したりすること。

※2 カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになるようなエネルギーの在り方。

中小企業振興施策と主な取組

1. 商工業・サービス業の振興

本市の経済をけん引する商工業、サービス業などの更なる成長を目指し、関係機関と連携し、企業立地や事業拡大の促進、物流機能の充実に努めるとともに、まちなかでの出店の促進とにぎわいの創出を図ります。

(1) 企業・事業誘致及び投資の促進

① 企業誘致のための周辺環境整備

市道四ノ木三ノ木線の整備など、「防府第二テクノタウン」の周辺環境を整えます。県道防府環状線西浦交差点の渋滞対策を実施します。

② 新たな企業用地の整備

国道2号台道・鉄道司拡幅に合わせ、大道地区に産業団地を整備します。

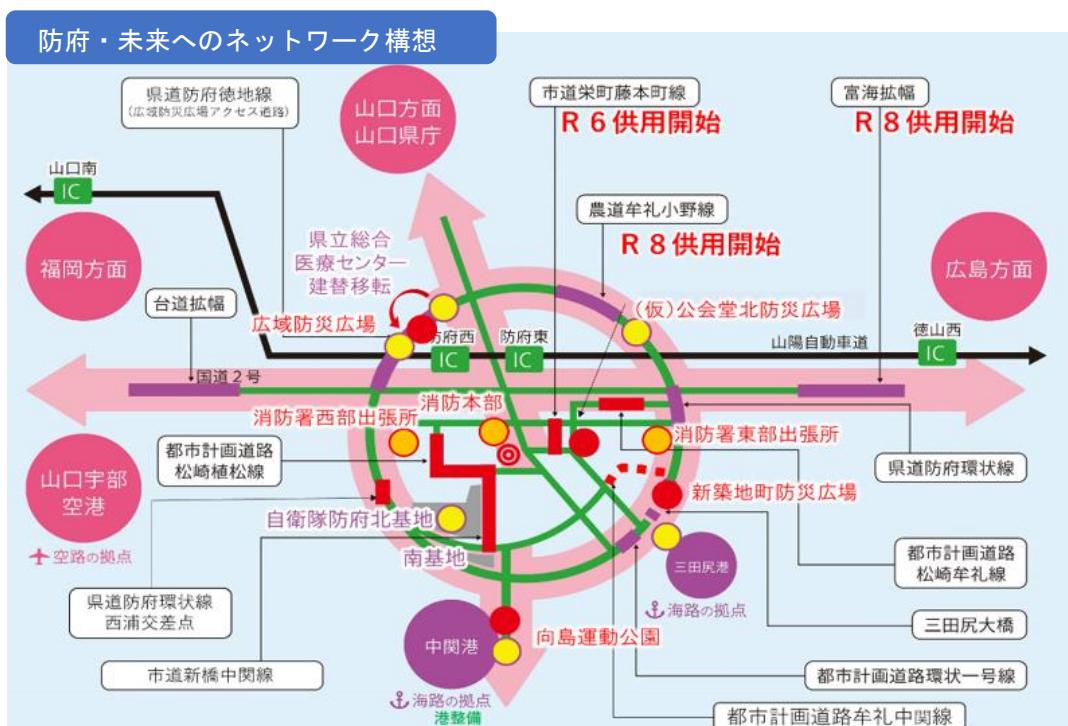
③ 工場等設置奨励制度

工場等設置奨励制度により、本市における工場等の新設、増設又は移転を奨励します。

(2) 物流機能の充実

① 幹線道路の整備促進

新たな道路網「防府・未来へのネットワーク構想」に基づく国道2号の拡幅や県道防府環状線などの幹線道路の整備を促進します。



② 港湾機能の強化

【三田尻地区】メバル公園の更なる賑わいを創出します。

港周辺の施設の整備を促進します。

【中関地区】中関3号岸壁の延伸に向けて官民一体となって取り組みます。

民間企業等と一体となったポートセールスを推進します。



③ 鉄道貨物輸送の利用促進

環境負荷の低減と物流効率化につながる鉄道貨物輸送の利用促進を図ります。

(3) まちなかの活性化

① まちなかの道路整備事業（表参道にぎわいプロジェクト）

防府天満宮表参道のにぎわいの創出、民間活力の導入を促進する「まちなか」にふさわしい道路の整備及びタペストリーの設置等、景観整備を行います。アーケードの撤去に合わせたきれいな街並みづくりや店舗の事業継続を支援します。

表参道にぎわいプロジェクト



② イベント開催支援

民間団体等が実施するにぎわいを創出する多彩なイベントの開催を支援します。

③ まちなかへの出店支援

空き店舗の活用などによるまちなかへの出店を支援します。

2. 中小企業の振興

地域の経済を支える中小企業の活性化を図るため、関係機関と連携し、創業支援や中小企業の成長・発展及び事業の継続に向けた取組を支援します。

(1) 創業の支援

① 市内創業の促進

防府市創業支援等事業計画^{※1}に基づき、防府市中小企業サポートセンター（コネクト22）が行う創業希望者及び創業者の各種相談対応や防府商工会議所が行う創業塾^{※2}等の事業費の助成等により、地域経済に新たな活力をもたらす創業を促進します。

② きめ細やかな伴走支援

防府商工会議所やコネクト22、金融機関等と連携し、相談対応や創業しやすい環境整備を行うとともに、融資制度や補助制度等により創業準備から成長段階まできめ細かな伴走支援を行います。

③ 販路開拓の支援

防府市創業・交流センター^{※3}において、創業希望者と事業者等の交流を促進し、課題の解決やビジネスチャンスの拡大を図るとともに、展示会への出展などによる販路開拓を支援します。

※1 防府市創業支援等事業計画（平成26年度～令和11年度）

民間の創業支援等事業者と連携し、創業支援を行う取組を定めた計画

※2 創業塾

創業を目指す方、創業に関心がある方、創業後間もない方を対象に、経営戦略、資金計画、事業計画の作成など創業に必要な知識やノウハウが学べるセミナー。

※3 防府市創業・交流センター

経営に関する様々な相談や専門家等によるセミナー等の開催、市内事業者が必要とする情報を一元的に提供するなど、関係機関（市、防府商工会議所、コネクト22、金融機関等）が一体となって伴走支援を行う創業支援、デジタル支援施設。

(2) 中小企業の成長支援

① 各種中小企業振興施策の提供、経営に関する相談対応

コネクト22において、国・県・市等の各種支援制度の情報を一元化し、効果的に提供するとともに、各分野の専門家と連携し、中小企業者等に寄り添った相談対応を行います。

② 資金調達の円滑化

中小企業者の事業活動に必要な資金の調達を支援します。

③ DX^{※1}による業務の効率化、生産性の向上支援

事業者等へのデジタル技術のコンサルティングを行う「やまぐちDX推進拠点Y-BASE」等と連携し、DXによる業務の効率化、生産性の向上を支援します。

④ 販路開拓の支援

商談会や展示会等への出店支援等により、中小企業等の販路開拓を支援します。

⑤ 事業承継の支援

中小企業者が培ってきた経営資源や技術が失われることのないよう、関係機関等と連携し、円滑な事業承継を支援します。

⑥ カーボンニュートラルの促進

防府商工会議所等と連携し、中小企業の再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した脱炭素化の取組を促進します。

⑦ 防府ブランドの売り込み支援

地元産品に対する意識の醸成と積極的な活用を促進します。

防府商工会議所と連携し、「バイ防府運動」の中で、地元産品の購入を呼び掛けるとともに、ふるさと納税を活用し、地場産品の売り込みを強化します。

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

売上・利益の増加、新しいビジネスの立ち上げなど、デジタル技術を活用して企業や組織の変革を通じた成長を目指すもの。

(3) 人材の確保・定着支援

① 人材育成支援、職業訓練の充実

従業員の新たな資格取得や研修などリスクリングによる人材育成に取り組む中小企業者を支援するとともに、防府地域職業訓練センターなど関連機関と連携し、勤労者、求職者等の職業能力の開発・向上を図ります。

② 地元企業の魅力発信

企業などと連携し、小学生・中学生に対し、社会見学や職場体験等を通じて地元企業の魅力に触れる機会を提供するとともに、高校生等に対し、防府商工会議所と連携した企業説明会の開催やWEBサイトを活用した市内企業の魅力を発信します。

③ U J I ターンの促進

東京、大阪、福岡などの交流フェアで市内企業のPRを行います。
県や防府商工会議所と連携し、福岡のやまぐち暮らし・しごと支援センターで、学生に向けた企業相談会を実施します。

④ 外国人労働者の受入れや活躍の促進

日本語教育や事業所内の多言語表記など外国人労働者の受け入れや活躍の推進に取り組む中小企業を支援します。

防府商工会議所と一体となって市内中小企業者に対し、新たな育成就労制度を周知します。

中小企業者関係団体と連携し、外国人労働者が地域社会に円滑に順応できるよう取り組みます。

3 労働環境の向上

誰もが安心していきいきと働く社会の実現を目指すため、性別や年齢にかかわらず一人ひとりに応じた多様で柔軟に働く環境づくりを進めるとともに、勤労者の健康の維持・増進及び生活の安定を図ります。

(1) 誰もが働きやすい職場環境づくり

① 働きやすい職場環境づくりの促進

「ほうふ幸せます働き方推進企業」の認定などによる誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

② 男性従業員の育児休業の取得促進

「とも×いく」^{※1}の実現に向け、県と連携して男性の育児休業取得を促進します。

③ 女性・高齢者・外国人の就労支援

ルルサス文化センターやこども家庭センターに女性や高齢者向けの相談窓口を設置し、キャリアコンサルタントによる再就職支援を行います。

山口しごとセンターやシルバー人材センターなどの関係機関と一体となって女性や高齢者及び外国人の就労を支援します。

④ 障害者の雇用促進・職場定着の促進

障害者の雇用促進・職場定着のための事業主への支援やセミナーなどを開催します。

※1 とも×いく

「共育て」という意味と、家族や企業等、「ともに・もっと・いくじに・くわわって」という願いを込めたもの

(2) 勤労者福祉の向上

① 中高年齢者の福祉の増進

防府市中高年齢労働者福祉センター（サンライフ防府）において、中高年齢労働者への職業に関する情報を提供するとともに、健康づくり、教養の向上等に関する研修会等を開催します。

② 労働環境の改善促進

労働局と連携し、労働条件や安全対策などの改善を促進します。

労働団体への活動支援などによる労働環境の向上を促進します。

③ 勤労者の生活の安定

勤労者の生活保障に資する福祉共済制度など各種制度の普及促進や金融機関と一体となって勤労者の融資の円滑化を図ります。

(3) 雇用の安定

① 就業支援

ハローワーク防府や山口しごとセンター、ほうふ若者サポートステーション^{※1}などと連携し、求職者等に対しきめ細やかな就労支援を行います。

② 職業能力の向上支援

防府地域職業訓練センターにおいて、職業訓練、職業能力の開発等に関する研修会等を開催し、勤労者、求職者等の職業能力の開発及び向上を図ります。

※1 ほうふ若者サポートステーション

15歳以上49歳以下の就業を希望する若者の職業的自立を地域で支援するための総合窓口。就業体験、職業講和、カウンセリングなどの就労に向けた支援や就職後の職場定着に向けたフォローアップを行う。

中小企業の振興に関し、市が総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項

1. 小規模企業者への特段の配慮

中小企業者の中でも、特に小規模企業者は、個人の技能や経験をもとに多様な事業を営んでおり、地域経済の重要な担い手となっています。その一方で、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化に脆弱な面もあります。

小規模企業者の振興に当たっては、小規模企業者の円滑かつ着実な事業の運営が確保されるべく、特段の配慮を払うこととします。

2. 取引適正化への対応

企業が、公平公正な取引環境の中で、競争力を最大限発揮できることが重要であるため、小規模企業者についても、適正な価格転嫁に支障が生じないよう、必要な施策を講じるものとします。

3. S D G s（持続可能な開発目標）の理念に沿って推進

中小企業の振興においても、S D G s^{※1}の理念に沿って持続可能な施策の推進が必要です。

- ・ S D G s の 1 7 の目標のうち中小企業の振興に該当する主な目標
 - 目標 4 【教育】
 - 目標 7 【エネルギー】
 - 目標 8 【経済成長と雇用】
 - 目標 9 【インフラ、産業化、イノベーション】
 - 目標 11 【持続可能な都市】
 - 目標 12 【持続可能な消費と生産】
 - 目標 13 【気候変動】
 - 目標 17 【実施手段】



※1 S D G s（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals 貧困、エネルギー、気候変動など、21世紀が抱える社会・経済・環境面の課題を解決し、持続可能な形で発展していくため、国際社会が2030年までに達成を目指す17の目標。

基本計画の推進体制

1 基本計画の推進組織

基本計画を実行性のあるものとして展開するため、毎年継続的に基本計画の進捗状況を管理することが極めて重要となります。本市の中小企業振興施策を調査審議するため、防府市中小企業振興会議を設置し、意見を聴きながら、基本計画の推進と検証を行っていきます。

2 公表

条例第14条の規定により、中小企業の振興に関する施策の実施状況を毎年度議会に報告し、また市民に公表します。この報告への意見や第6次防府市総合計画の成果指標を参考に、施策の効果を検証し、施策の見直しを図る仕組みを構築し、実践することとします。